

番号	1.
項目	<p>ひかり協会では健診の受診勧奨だけでなく、受診して要精検・要治療等と判定された被害者に対しての受診勧奨の取り組みを行っています。</p> <p>大阪市でも様々な工夫をして健診受診勧奨に取り組んでおられると思いますが、要精検・要治療等と判定された方へはどのような働きかけをされているか教えてください。効果的な参考資料等があれば情報提供もお願いいたします。また、同様に禁煙勧奨の取り組みについても教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>&lt;大阪市特定健康診査の取り組みについて&gt;</p> <p>大阪市国保被保険者の特定健康診査受診者のうち、血圧・血糖値が一定値以上の方及び慢性腎臓病の疑いがある方に対し、電話、訪問、面接による保健指導及び受療勧奨を行うことで、疾病の重症化予防に取り組んでいます。また、国保被保険者の糖尿病性腎症の重症化を未然に防ぎ透析導入を少しでも遅らせることを目的として糖尿病性腎症重症化予防事業を行っており、特定健康診査受診者のうち一定の基準を満たす対象者への受療勧奨及び6か月間の個別プログラムによるきめ細やかな保健指導への参加勧奨を実施しています。</p> <p>&lt;大阪市がん検診の取り組みについて&gt;</p> <p>大阪市ホームページに精密検査の必要性や精密検査協力医療機関を掲載するなど、精検受診啓発に努めております。また、精検受診率が特に低い大腸がん検診について、本人へ精検受診勧奨リーフレットを送付しています。</p> <p>今後も、これまでの取り組みを検証したうえで、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる精検受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>&lt;大阪市禁煙勧奨の取り組みについて&gt;</p> <p>「禁煙外来リーフレット」や「妊婦向けチラシ」を作成し、各区保健福祉センターでの、禁煙に関する健康相談や保健指導において活用しています。</p> <p>今年度からは、「いのち耀く未来社会のデザイン」をテーマとする 2025 大阪・関西万博に向けた市内全域の路上喫煙禁止に合わせ、ICT を用いた禁煙支援事業を実施しており、禁煙へ取り組む機運の醸成を図るとともに、未来を担う子どもたちの受動喫煙を防ぎ、次世代がたばこを吸い始めないように喫煙の連鎖を断ち切る環境づくりをめざしています。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>ICT（スマートフォン）を用いた禁煙支援となっており、「自宅や出先から専門の卒煙カウンセラーの禁煙指導を受けられる」、「24 時間、チャットで相談が可能」、「希望者には自宅へ禁煙補助薬を郵送」という特徴を持ち、いつでも、どこでも気軽に禁煙に</p>	

チャレンジできるため、取り組みやすいものとなっています。

なお、この事業で得られた知見を今後の施策に生かしていくことで、本市全体の喫煙率の減少をめざしていくことにしており、多くの方に参加いただくよう、各種媒体等を活用しながら事業の周知・啓発に努めます。

**【事業実施期間】**

令和5年度から令和7年度までの3か年

**【対象者・人数】**

- ・ 20歳以上の大阪市在住の方のうち、「20歳未満の人と同居する喫煙者」、「妊婦と同居する喫煙者」、「喫煙している妊婦」
- ・ 3か年で4,000人

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876
	健康局 健康推進部 健康づくり課（成人保健グループ） 電話：06-6208-9943
	健康局 健康推進部 健康づくり課（受動喫煙防止対策担当）
	電話：06-6226-8409

番号	2.
項目	<p>改正マイナンバー法が成立しマイナンバーカードと健康保険証の一体化が決まりましたが、マイナンバーカードに関連して様々なトラブルが顕在化しています。また自ら手続きを行うことが困難な障害者や高齢者にとって、マイナ保険証へ移行は大きな負担・不安になっています。そのような方々が不利益を被ることがないように、行政窓口での諸手続きや医療機関受診時の不具合の実態を把握し、国に報告するとともに制度の改善のための必要な手立てを働きかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、先の国会で成立し、令和5年6月9日に公布されました。</p> <p>健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方も引き続き保険診療を受けられるよう、資格確認書が無償で交付される予定であり、現在、国において資格確認書の交付対象者や有効期限等について検討が進められているところです。</p> <p>これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	3.	
項目	<p>ヘルパー等の介護人材不足は続いており、有効求人倍率でも特にヘルパーは 14～15 倍になるなど深刻な状況です。ヘルパーを利用している被害者でも週末のガイドヘルパーの手当てができず外出に支障が出る人があった人や、サービスの支給時間が増えても希望の時間帯にヘルパーが対応できないといわれている人もいます。</p> <p>慢性的な人材不足の背景には様々な要因がありますが、そのひとつには他業界との賃金格差があります。介護・福祉職の処遇を改善し、他業界との賃金格差解消のために大阪市から自治体独自の金銭給付を行うという施策はないのでしょうか、教えてください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設されました。令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。</p> <p>なお、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を 3%程度(月額 9,000円)引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付されており、令和 4 年 10 月以降は、国が臨時の介護報酬改定を行い、新たな加算を創設することで、同様の措置を継続する方針となっています。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局介護保険課(管理グループ)	電話：06-6208-8028

番号	4.
項目	<p>「障害福祉や介護保険など色々な制度はあるのだろうが、どこに聞けば誰に聞けばいいのかわからない、自分から調べて問い合わせるのも難しい」という被害者の声があります。国の方針もあり行政関係では様々な場面でデジタル化が進んでいますが、スマートフォンやパソコンでの新型コロナウイルスのワクチン接種予約のように高齢者・障害者には対応できない方もいます。得られる情報の格差が生活の質の格差につながるよう、誰もが平等に情報にアクセスできる手段を確保してください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、障がい福祉や介護保険、新型コロナウイルスのワクチン接種予約のような各個別施策に対する情報発信については、各事業所管局において取り組んでおりますが、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが平等に情報にアクセスできる手段を確保することは、誰もが暮らしやすいまちづくりのために大切な取り組みであると認識しております。</p> <p>そのため、政策企画室広報担当においては、毎月ご家庭にお届けする広報紙や、市民の暮らしに関する情報をまとめた「くらしの便利帳」の発行にあたっては、点字版や音声版も作成して必要な方にお配りしているところです。</p> <p>また、大阪市ホームページは、高齢者や障がいのある方を含め、誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行っております。</p> <p>さらに、大阪メトロの駅や地域の広報板へのポスターの掲示や、街中のサイネージによる広報映像の放映など、引き続き、さまざまな手段を用いて、必要な方に必要な情報が届くよう取り組んでまいります。</p>	
担当	政策企画室 市民情報部 広報担当 電話：06-6208-7251

番号	5.	
項目	<p>大阪府内では堺市や枚方市、大阪市の一部の区など、全国的にもエンディングノート を配付している自治体は多くあり、ひかり協会でも現在「これからの私」(仮)という 70歳代の健康設計やエンディングノートの的な内容を含んだ冊子の作成に取り組んでい ます。ただ、単身生活者が増えている中で、自分が亡くなった後の葬儀や納骨等の手 続きについて、エンディングノートを作ったとしても誰に託せばいいのかといった不 安を感じている被害者もいます。</p> <p>終活としてまとめた情報をあらかじめ自治体に登録して、万が一の時に本人に代わっ て答える終活支援をしている自治体はまだ一部だと思いますので、大阪市でもぜひそ のような制度を実施していただけたらと思います。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>エンディングノートについては、本市の一部の区において、区役所や、地域包括支援セ ンターをはじめとする関係機関が連携のうえ作成に携わっており、また、記載方法など に関わる助言などが行われています。</p> <p>なお、在宅医療・介護連携推進事業では、医療と介護の関係者の橋渡し役となり、切れ目 のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図っております。「人生会議(ACP)」につい ても、理解促進と普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、本市では、高齢者の相談窓口として、住み慣れた地域で安心して生活を継続して いくことができるよう、概ね中学校区ごとに地域包括支援センターまたは総合相談窓口(ブ ランチ)を設置し、高齢者やその家族からの医療、介護、福祉などに関する相談を総合的 に受け付け、必要なサービスにつないでいます。</p>	
担当	<p>健康局健康推進部健康施策課</p> <p>福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課</p>	<p>電話：06-6208-9940</p> <p>電話：06-6208-8060</p>